

荒川区良好な生活環境の確保に関する条例（概要）

○定義

廃棄物等による不良状態の禁止

土地及び建築物の所有、占有または管理する者は、その周辺を含め廃棄物等により不良状態にしてはならないことを規定

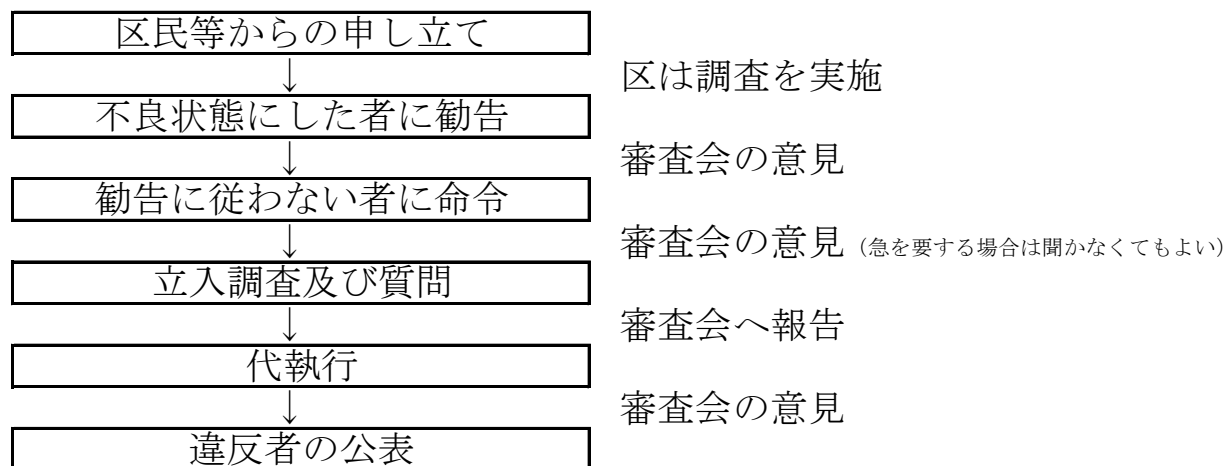
不良状態とは下記の事項のうち2つ以上該当する場合

- ①廃棄物等により、はえ、蚊その他の害虫又はねずみが発生し、周辺住民の生活環境に係る被害が生じ、又はそのおそれがある状態
- ②廃棄物等が火災発生の原因となり、付近の建築物に類焼する危険がある状態
- ③廃棄物等が道路上の歩行者並びに車両の通行及び視界の妨げとなっている状態
- ④廃棄物等の臭気により、周辺住民の生活環境に係る被害が生じている状態
- ⑤廃棄物等により、ごみの不法投棄を招いている状態

○生活環境審査会を設置

命令、立入調査及び質問や違反の公表の実施について、長の諮問に応じて調査審議をするため、長の附属機関として設置

○対処の流れ



○罰則

- ①命令違反した者は、5万円以下の罰金
- ②立入調査を拒否、妨害することや質問に対して拒否、虚偽の回答をした者は、10万円以下の罰金

○荒川区良好な生活環境の確保に関する条例（抜粋）

平成 20 年 12 月 17 日

条例第 23 号

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (6) 廃棄物 区民等の生活又は事業から発生し、遺棄された物又は遺棄とみなされる状態で放置された物をいう。
- (7) 廃棄物等による不良状態 廃棄物等(廃棄物並びに雑草、枯れ草及び樹木をいう。以下同じ。)により、次に掲げる状態のうち 2 以上が生じていると認められる状態をいう。
 - ア 廃棄物等により、はえ、蚊その他の害虫又はねずみが発生し、周辺住民の生活環境に係る被害が生じ、又はそのおそれがある状態
 - イ 廃棄物等が火災発生の原因となり、付近の建築物に類焼する危険がある状態
 - ウ 廃棄物等が道路上の歩行者並びに車両の通行及び視界の妨げとなっている状態
 - エ 廃棄物等の臭気により、周辺住民の生活環境に係る被害が生じている状態
 - オ 廃棄物等により、ごみの不法投棄を招いている状態

（区の責務）

第 3 条 区は、区民等の理解と協力の下、良好な生活環境を確保するための施策を推進するよう努めなければならない。

2 区は、この条例の規定に違反する疑いがあると認められる行為について区民等から申立てを受けたときは、その内容について調査を行い、この条例の定めるところにより必要な措置をとらなければならない。

（区民等の責務）

第 4 条 区民等は、周辺住民の生活環境に配慮し、自ら健康生活阻害行為を行わないようにするとともに、周辺と調和した良好な生活環境を確保するための活動に自主的に取り組むよう努めなければならない。

2 区民等は、区又は他の区民等が実施する良好な生活環境を確保するための施策、活動等に協力するよう努めなければならない。

（廃棄物等による不良状態の禁止）

第 6 条 土地又は建築物を所有し、占有し、又は管理するものは、当該土地、建築物及びその周辺(以下「土地等」という。)を廃棄物等による不良状態にしてはならない。

（荒川区生活環境審査会）

第 7 条 次条第 2 項の規定による命令、第 9 条第 1 項の規定による立入調査及び質問並びに第 11 条第 1 項の規定による公表の実施について、区長の諮問に応じ調査審議するため、区長の附属機関として、荒川区生活環境審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する委員 5 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前 2 項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、荒川区規則(以下「規則」という。)で定める。

（勧告及び命令）

第 8 条 区長は、第 5 条の規定に違反して給餌による不良状態を生じさせたもの又は第 6 条の規定に違反して土地等を廃棄物等による不良状態にしたもの(以下これらのものを「違反者」という。)に対し、期限を定めて、周辺住民の生活環境に係る被害を防止し、又は除去するため必要な限度において、当該不良状態の防止又は除去のための措置その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 区長は、前項の規定による勧告を受けたものが当該勧告に従わないときは、そのものに対し、期限を定めて、周辺住民の生活環境に係る被害を防止し、又は除去するため必要な限度において、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 区長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(立入調査等)

第 9 条 区長は、この条例の施行のため必要な限度において、職員をして違反者の所有し、占有し、又は管理する土地又は建築物に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係人に質問させることができる。

2 区長は、前項の規定による立入調査又は質問をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため特に緊急を要する場合で、あらかじめ審査会の意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

3 区長は、前項ただし書の規定により第 1 項の規定による立入調査又は質問を行ったときは、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

4 第 1 項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第 1 項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(代執行)

第 10 条 区長は、第 8 条第 2 項の規定による命令(第 6 条の規定に違反して土地等を廃棄物等による不良状態にしたものに係るものに限る。)に基づく行為が履行されない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

(違反者の公表)

第 11 条 区長は、第 8 条第 2 項の規定による命令を受けたものが、正当な理由がなく、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該命令を受けたものに対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

3 区長は、第 1 項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第 12 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 13 条 第 9 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたものは、10 万円以下の罰金に処する。

第 14 条 第 8 条第 2 項の規定による命令に違反したものは、5 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 15 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(荒川区環境課)

不法投棄の実態とその対策について

行田市環境課 主査 篠原 哲治
埼玉県資源循環推進課 主任 前田 恵美

1 目的

家電リサイクル法、パソコンリサイクル法の施行に伴い、不法投棄が増加している。また、私有地へのごみの投げ捨てに対し、その土地の所有者が対応するのか、行政で対応するのか判断に苦慮する事例が増えている。

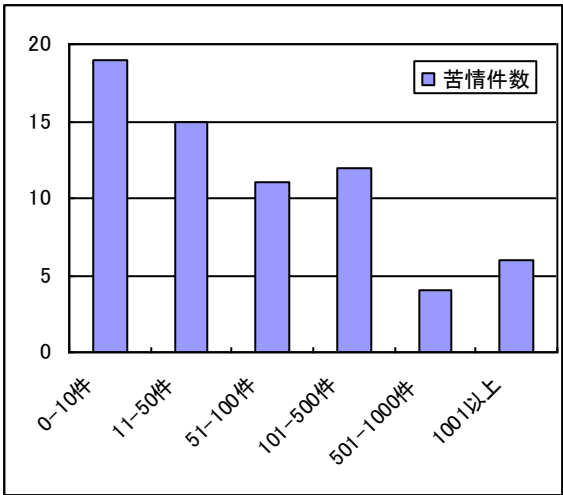
そこで、不適正処理（不法投棄）について、事態を調査するとともに、効果的な対応を考察するものである。

2 結果

以下はアンケートの結果をもとに、県内の状況についてまとめていきます。

1) 不法投棄の実態について

問1 どのくらい不法投棄は発生していますか。平成20年度の苦情発生件数を教えてください。



1000件を超える団体が6市あり、そのうちの1市では4000件を超えていました。

パトロールや通報連絡の体制を強化することにより、発生件数が飛躍的に増加します。苦情発生件数＝真の不法投棄件数ではありませんが、人口の多い地域ほど、苦情対応に追われていると考えられます。

問2 投棄された廃棄物の種類とその量はどのくらいでしたか。（複数回答可）

がれき	14団体	（最大6 m ³ ）
木くず	14団体	（最大34 m ³ ）
家電	39団体	
廃パソコン	15団体	

廃タイヤ	33団体
家庭ごみ	28団体
その他	目立った回答としては、布団や自動車の部品でした。

問3 投棄された場所はどこですか。(複数回答可)

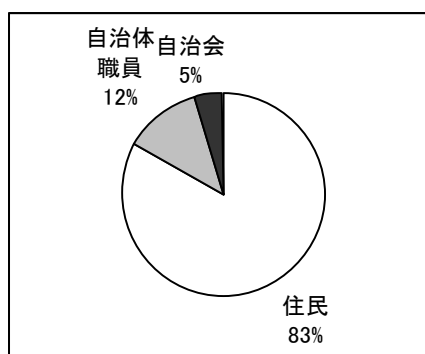
市県道	56団体
高架下	25団体
河川敷	45団体
山林	36団体
宅地	26団体
ごみ集積所	58団体
田畑	38団体
その他	7団体が公園を挙げていました。

問4 投棄された時期・時間帯はいつごろですか。

時期については、多くの団体が特定の時期を回答しておらず、回答のあった団体についても一定の傾向は見られなかった。

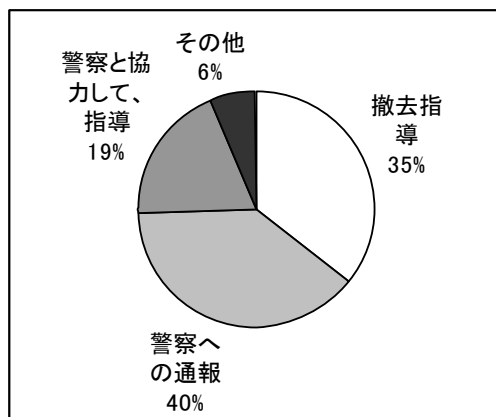
また、時間帯についても、実際には発見・通報時間しか把握できないため、多くの団体が無回答であった。回答のあった団体については、発見・通報時間から想定される時間帯として、深夜から朝方が多かった。

問5 不法投棄の発見者は誰ですか。最も多いものをお選びください。

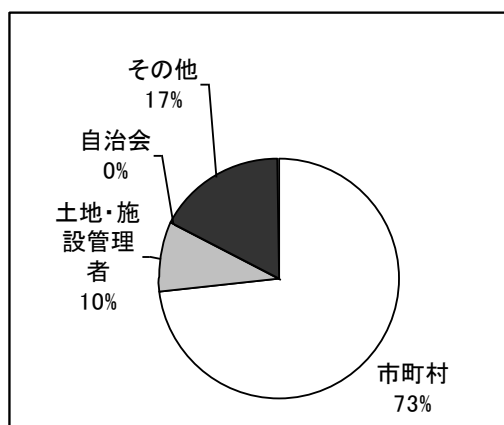


2) 不法投棄への対応について

問 6 投棄者が判明した場合、どのような対応をとられましたか。



問 7 投棄者が不明の場合、廃棄物の撤去・処理は誰が行いましたか。



その他を選択した回答の多くも、場合分けはあるものの、「土地所有者」による処理を基本としていた。

資源物の持ち去り対策について

家庭から排出されるごみの中から、住民の方が再生利用を目的に手間をかけて分別し、集積所に搬出した資源ごみを自治体が指定する収集委託業者以外の者が無断で回収してしまうという持ち去り行為が後を絶ちません。

そこで、各自治体において資源物（古紙・ビン・カン等）の持ち去り行為を防止するための施策に関するアンケートについて、ご記入お願いいたします。

問1 持ち去り行為を防止するための条例等の制定状況についてお伺いします。

1 すでに制定している

問1 回答欄

☐

(条例等の名称 :

2 今後制定を予定している

3 予定していない

「1すでに制定している」「2今後制定を予定している」とお答えの団体は、問2へ

「3予定していない」とお答えの団体は、問6へお進みください。

問2 その条例等の制定趣旨についてお伺いします。（複数回答可）

1 市町村の財源確保

☐

2 集団資源回収制度等の保護

☐

3 市民のリサイクル意識の高揚・確保

☐

4 持ち去り行為時の騒音・散乱ごみ等の問題

☐

5 資源物の適正な処理ルート確保

☐

6 その他 (

問3 条例等における資源物の所有権を明記していますか。

1 明記している

問3 回答欄

☐

2 明記していない

問4 資源物として条例等で指定している品目をお伺いします。（複数回答可）

1 新聞・雑誌等古紙類

☐

2 ダンボール類

☐

3 紙パック類

☐

4 ビン類

☐

5 カン類（アルミ・スチール）

☐

6 ペットボトル

☐

7 古着類

☐

8 その他 (

問5 条例等に持ち去り行為に対する罰則規定がありますか。

(設定がある場合は内容を記入してください。)

1 罰則規定あり

問5 回答欄

☐

内容 (

2 罰則規定なし

問 6 貴市町村管内で資源物の持ち去り行為はどのように行われていますか。

1 個人で行われている

問 6 回答欄

2 組織的に行われている

3 個人及び組織的に行われている

4 その他 (

問 7 資源物の持ち去り行為者と住民及び自治体が指定する収集委託業者間での
トラブル等の苦情や通報はありましたか。

1 無かった

問 7 回答欄

2 あった

3 その他 (

「1 無かった」とお答えの市町村は、問 1 3 にお進みください。

「2 あった」「3 その他」とお答えの市町村は、問 8 へお進みください。

問 8 問 1 で「1 制定している」とお答えの市町村に伺います。

条例等を制定後、住民等からの苦情や通報はどのようになりましたか。

1 苦情件数が増えた

問 8 回答欄

2 苦情件数が減った

3 苦情件数は変わらない

問 9 過去 3 ヶ年の苦情や通報件数をお伺いします。（把握している限りで結構です。）

平成 18 年度

--

件

平成 19 年度

--

件

平成 20 年度

--

件

問 10 貴市町村では、これまでに資源物の持ち去り行為者等に対して、制裁措置を
行なった件数は何件ありましたか。

（警察での検挙、検察庁への告発、行為者名の公表、中止命令書の交付、誓約書の提出、罰金な

平成 18 年度

--

件

平成 19 年度

--

件

平成 20 年度

--

件

問 11 貴市町村では、住民からの通報があった場合、どのように対応していますか。

--

問 1 2 住民からの通報の内容等についてお伺いします。（複数回答可）

- 1 早朝持ち去り行為による騒音
- 2 夜間持ち去り行為による騒音
- 3 収集時間帯持ち去り行為による騒音
- 4 持ち去り行為によるごみの散乱
- 5 資源物持ち去り行為自体
- 6 その他（

問 1 3 持ち去られている資源物の品目はなんですか。（複数回答可）

- 1 新聞・雑誌等古紙類
- 2 ダンボール類
- 3 紙パック類
- 4 ビン類
- 5 カン類（アルミ・スチール）
- 6 ペットボトル
- 7 古着類
- 8 その他（

問 1 4 持ち去り行為の防止対策の実施状況についてお伺いします。（複数回答可）

- 1 市が監視パトロールを実施している（年 回）
- 2 警察と連携し、監視パトロールを実施している
- 3 自治会等と連携し、監視パトロールを実施している
- 4 集積所に持ち去り行為禁止の看板等を設置している
- 5 その他（

問 1 5 問 1 4 の防止対策を実施した中で、防止に繋がった事例はありますか。

- 1 ある
- 2 ない

問 1 5 回答欄

--

問 1 6 問 1 5 で「1 ある」とお答えの市町村は、具体的に事例を記入してください。

--

問 1 7 貴市町村では、持ち去り行為を防止するため、今後予定している効果的な防止対策や他の自治体を実施している効果的な防止対策がありましたら、具体的に記入してください。

--

問 1 8 何かご意見等ございましたら、ご記入ください。

--

在宅医療系廃棄物の取り扱いについて

在宅医療廃棄物の取扱い等については、埼玉県環境部資源循環推進課より、平成20年5月8日付資循第62号「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」について」及び平成20年7月10日付事務連絡「在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン及び取扱いガイドの送付について」が各市町村宛にそれぞれ通知され、その中において、在宅医療廃棄物は一般廃棄物であることから適正処理が促されているところである。

そこで、各市町村での在宅医療廃棄物の取り組み状況についてお聞きます。

問1 在宅医療廃棄物が一般廃棄物であることは知っていますか？

1. はい
2. いいえ

問1 回答欄

問2 在宅医療廃棄物とは、どのような種類のものがあるか知っていますか？

1. 一部は知っている
2. 大半は知っている
3. 知らない

問2 回答欄

問3 在宅医療廃棄物を受け入れていますか？

1. 一部受け入れている
2. すべて受け入れている
3. 受入をしていない

問3 回答欄

問3-1 問3で1. と答えた方は、受入れている品目について教えてください。

()

問3-2 受入れていない理由はなんですか？

1. 処理に支障があるため
2. 収集等に支障があるため
3. 特に問い合わせがないため

問3-2 回答欄

4. その他

()

問4 今後、受入れる予定はありますか？

1. はい
2. いいえ

問4 回答欄

問5 在宅医療廃棄物の取扱いについて地元医師会、若しくは医師との協議を行いましたか？または、協議を行う予定はありますか？

1. はい
2. いいえ

問5 回答欄

問5-1 行った場合、その後の対応は何かされましたか？

()

問6 在宅医療廃棄物の取扱いについての住民に対する周知は、どのようにしていますか？

1. 広報を通じて行っている
2. 医師会や医院の窓口を通じて行っている

問6 回答欄

3. 患者に限定して周知している

4. その他

()

問 7 在宅医療廃棄物を受け入れしている場合、住民の排出形態はどのようにしていますか？

※品目により受け入れ対応が異なる場合などは、その旨をカッコ内に記入して下さい。

1. 一般家庭ごみとして集積所へ排出させる
2. 直接、処理場へ搬入させる
3. 診療所・病院の窓口を介して収集している

問 7 回答欄

4. その他

()

問 8 一般廃棄物処理計画への位置づけは行っていますか？

1. すでに計画に盛り込んでいる
2. 今後、計画に盛り込む予定 (年度から)
3. 計画の位置づけはしない

問 8 回答欄

※計画に位置づけをされている場合、一般廃棄物処理計画、一般廃棄物基本計画とも抜粋を送付下さい。

問 9 在宅医療廃棄物の廃棄について、住民からの問い合わせ状況をお聞かせ下さい。

問い合わせ状況	対応

問 10 在宅医療廃棄物の排出形態を調査した経緯はありますか？

1. はい
2. いいえ

問 10 回答欄

「はい」と回答の場合、その調査結果を具体的に記入して下さい。

()

問 11 過去に在宅医療廃棄物の排出による針刺し事故はありましたか？

問 11-1 収集中

1. はい
2. いいえ

問 11-1 回答

問 11-2 処理中

1. はい
2. いいえ

問 11-2 回答

集積所の管理について

問1 収集方式は？

1. ステーション方式

問1 回答欄

2. 戸別収集

3. その他

()

問2 集積所の管理は？

1. 地元自治会

問2 回答欄

2. 行政

3. その他

()

問3 集積所の消耗品・備品等の購入に対して、交付金・補助金は？

1. ある

問3 回答欄

2. ない

3. 現物にて支給

問3-1 補助金や現物支給の対象を具体的にお書きください。

()

問4 集積所の設置要件について

①戸数

1. ある (概ね 世帯)

問4 ①回答欄

2. ない

3. その他

()

②道路

1. ある

問4 ②回答欄

条件

()

2. ない

③その他

1. ある

問4 ③回答欄

条件

()

2. ない

問5 戸別収集について

問5 回答欄

☐

1. 平成22年度までに実施 (開始時期 平成 年 月から)

2. 平成22年度までに実施予定

3. 計画中 (平成 年度開始予定)

4. 実施予定はない

5. その他 ()

問6 自己搬入に係る特別養護老人ホームの廃棄物処理料について

問6 回答欄

☐

1. 条例により免除・減免

2. 家庭系一般廃棄物として有料

3. 事業系一般廃棄物として有料

4. その他 ()

問7 分別区分や捨て方について、外国人向け案内を作成していますか。

問7 回答欄

☐

1. 作成している

2. 作成していない

問7-1 作成していると答えた団体のみ、お答えください。

何語で作成しましたか。

()

プラスチックのリサイクルと資源ごみの分別について

問 1. 容器包装リサイクル法に基づく廃棄物の排出方法は？

1. 回収容器（コンテナ、容器設置）により排出 問 1 回答欄

☐

2. 指定袋で排出

3. その他 ()

問 2. 排出された容器包装リサイクル法に基づく廃棄物に対して、地元自治会などへ交付金・補助金等を行っていますか？

1. 行っている

問 2 回答欄

☐

2. 行っていない

3. その他 ()

問 2 - 1. 交付金・補助金の支払い方法を具体的にお書きください。

()

問 3. 容器包装リサイクル法に基づく廃棄物のうち、プラスチック製容器包装の回収を行っていますか？

1. 回収していない

問 3 回答欄

☐

2. プラスチック製品すべて回収

3. プラマークのついているもののみ回収

4. その他 ()

問 3 - 1. 回収している場合、方法や回数について具体的にお書き下さい。

()

問 3 - 2. 現在の回収方法等で、問題となっていることがあれば、お書き下さい。

()

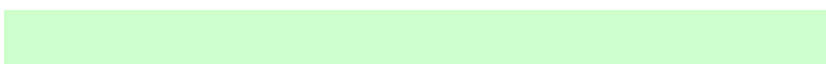
問4. 容器リサイクル法に基づく廃棄物の分別方法に関して、住民への説明会等を定期的に行っていますか？

1. 行っている

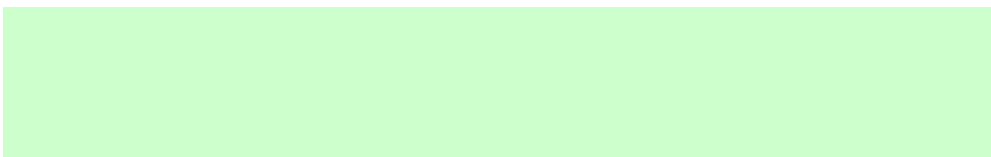
問4回答欄



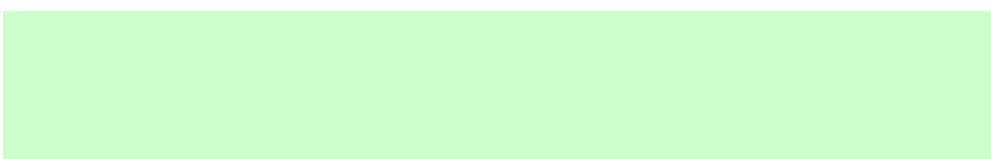
2. 行っていない

3. その他 ()

問4-1. 行っている場合、参加者の反応はどうですか？具体的にお書き下さい。

()

問5. 今後、容器包装廃棄物の分別収集について見直す点があれば、お書き下さい。

()

処理困難物（搬入禁止物）の取り扱いについて

市町村において、処理困難物（搬入禁止物）に係る市民からの問い合わせ等の対処についてお伺いします。

なお、アンケートに基づき報告書を作成いたしますので、ご協力お願いいたします。

問 1 搬入禁止物を条例、規則、要綱、要領などで定めていますか。

1. はい
2. いいえ

問 1 回答欄

問 2 問 1 で「1」と回答された方は、名称をご記入ください。

例) 廃棄物搬入取扱要綱

()

問 3 指定している搬入禁止物をご記入ください。

(資料を添付していただいても結構です)

()

問 4 搬入禁止物についての周知方法（複数回答可）

- 1 ごみカレンダー
- 2 広報紙
- 3 ホームページ
- 4 その他

☐
☐
☐

()

問 5 問 4 で周知している場合、その周知している内容についてご記入ください。（複数回答可）

- 1 禁止する根拠、理由
- 2 搬入を禁止している廃棄物の種類
- 3 搬入を禁止している廃棄物の処理方法
- 4 その他

☐
☐
☐

()

問 6 搬入禁止物を自己搬入してきた場合の対処方法

()

問 7 市民からの問い合わせに対する対処方法
また、報告書への掲載について、公開の有無をお選びください。

品目	対処方法	公開の有無
例) ガソリン	販売店（ガソリンスタンド等）へ返却	公開
土		
土のう		
石		
砂		
コンクリート		
枝木		
材木		
廃油		
ガソリン		
火薬		
農薬		
耐火金庫		
バイク		
タイヤ		
バッテリー		
(その他)		